

小牧市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和8年4月15日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 石 田 知早人

定期監査の結果に関する措置状況（建設部）

河川課

〔指摘事項〕

- ・ 小牧市財産管理規則において、不用の決定及び売却又は廃棄の決定は、不用決定調書により行うものと定められているところ、不用となった物品を廃棄したにも関わらず不用決定調書により廃棄の決定がなされていないものがあった。速やかに必要な措置を講じるとともに適正な管理に努められたい。

〔措置状況〕

- ・ 不要決定調書について決裁を受け、廃棄に係る決議処理を完了いたしました。今後は備品管理を徹底するとともに、破損等により廃棄が必要となった場合には、速やかに不要決定調書による手続きを実施し、適正な管理に努めてまいります。

建築課

〔指摘事項〕

- ・ 小牧市予算決算会計規則において、現金を収納した当日又は翌日までに金融機関等に払い込まなければならないと定められているところ、建築許可申請手数料等の入金処理において遅延となっているものがあった。速やかに業務を見直し規則に則した事務処理とされたい。

〔措置状況〕

- ・ 窓口において手数料等を受領した際には、納付金額に誤りが生じないよう、調定票の決裁後に銀行への入金処理を行っております。
今後は、手数料等の入金処理に遅延が発生することのないよう、決裁手続の方法を見直し、関係規程に則した適正な事務処理を徹底してまいります。